

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本IT団体連盟(以下「本連盟」という。)の定款第9条の規定に基づき、会員の入会金、会費等を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 会員の入会金は次の通りとする。

- (1) 正会員 10万円
- (2) 賛助会員 無料

(正会員の会費)

第3条 正会員の会費は、年額を次の通りとする。
年会費10万円

(賛助会員の会費)

第4条 賛助会員の会費は、無料とする。

(入会金、会費の納入)

第5条 年会費の納入は原則として、当該年度の5月末までに一括納入するものとする。
2 事業年度の途中に入会した会員の年会費も年額は同額とする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の議決を得て実施することができる。